

「建設業法施行規則」の一部改正について

平成20年8月
国土交通省

I. 背景

構造計算書偽造事件により失われた建築物の安全性に対する国民の信頼を回復するため、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）が成立し（平成18年12月20日公布）、建設業法についても一部改正がされたところです。

これを受けて、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）を改正し、新たに保存を義務付けることとなる「営業に関する図書」の具体的内容を定めることとするものです。また、許可行政庁に対して提出すべき書類の様式についても併せて見直すこととするものです。

II. 制定しようとする内容

1. 営業に関する書類の保存について

建設業の営業に関する書類として、これまで、請け負った工事の名称等を記載した帳簿及びその添付資料として請負契約の写し等の保存を義務付けてきたところです。今般の法改正を受けて、新たに、施工に関する事実関係の証拠となる書類として、①完成図（※）、②発注者との打合せの記録、③施工体系図を保存の対象とします。

（※）「完成図」とは、工事目的物の完成時の状態を表現した図をいいます。

また、これら営業に関する図書の保存期間は10年とします（帳簿及びその添付資料としての請負契約の写し等の保存期間は従前どおり5年）。

2. 許可行政庁に対して提出すべき書類の様式について

申請者の負担を軽減するとともに、記載の誤りを防止するという観点から、押印の省略等、申請様式の改正を行います。

3. その他

その他所要の改正を行います。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布 : 平成20年 9月中旬
施行 : 平成20年11月28日（上記1. 及び3. 関係）
平成21年 4月 1日（上記2. 関係）

（以 上）